

○別府市営野口原総合運動場管理規則

令和 3 年 3 月 3 1 日

規則第 6 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、別府市営野口原総合運動場（以下「野口原総合運動場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設区分)

第 2 条 野口原総合運動場は、次に掲げる施設に区分する。

- (1) 野口原陸上競技場
- (2) 野口原軟式野球場
- (3) 野口原ソフトボール球場

(使用優先の特例)

第 3 条 体育競技振興のため、次に掲げる公式戦等においては、市長は、野口原総合運動場の使用を優先して許可することができる。

- (1) 中学校体育連盟、高等学校体育連盟（以下それぞれ「中体連」、「高体連」という。）、軟式野球連盟、ソフトボール協会、陸上競技協会、ラグビーフットボール協会又はサッカー協会が主催する公式戦
- (2) 別府市（以下「市」という。）又は別府市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催する行事
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項各号に掲げる公式戦等の日程を調整するため、市長は、毎年度 1 回以上中体連、高体連、軟式野球連盟、ソフトボール協会、陸上競技協会、ラグビーフットボール協会、サッカー協会等関係団体によるスケジュール会議を開くことができる。

(使用の申請及び許可)

第 4 条 野口原総合運動場の使用の許可を受けようとする者は、野口原総合運動場使用申請書（様式第 1 号）をその使用しようとする日の 1 か月

前から 3 日前までの間に市長に提出しなければならない。ただし、前条第 1 項各号に掲げる公式戦等については、毎年度 2 月末日までに翌年度の年間計画表等の文書を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その適否を決定し、使用を許可したときは、野口原総合運動場使用許可書（様式第 2 号）を交付する。

3 第 1 項本文の規定にかかわらず、第 2 条第 2 号又は第 3 号に掲げる施設の使用の許可を受けようとする者（同項ただし書の規定により許可を受けようとする者を除く。）は、同項本文に規定する期間に、当該許可に係る申請を電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができる。

4 前項の場合において、市長は、使用の許可をしたときは、第 2 項の規定にかかわらず、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

（使用料の減免）

第 5 条 別府市使用料の徴収に関する条例（昭和 39 年別府市条例第 19 号。以下「使用料条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、野口原総合運動場使用料減免申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

（1）市又は委員会が主催する競技その他行事に使用する場合は、使用料を免除する。

（2）別府市立学校主催の競技に使用する場合は、使用料を免除する。

（3）市長が認定する社会体育団体又は委員会が認定する社会教育関係団体が主催する競技会等で市長が特に認めた場合は、使用料の 50 パーセントを減額することができる。

（4）市又は委員会が共催する競技会に使用する場合は、使用料の 50 パーセントを減額することができる。

ーセントを減額することができる。

- 3 前項各号に規定する場合のほか市長が特に必要があると認めるときは、同項各号の規定に準じて使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第6条 使用料条例第7条の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市長において必要を生じたため使用の許可を取り消したときは、100パーセントを還付する。
- (2) 使用者の責任によらない天災地変等の理由により使用することができないときは、100パーセントを還付する。

- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、野口原総合運動場使用料還付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに野口原総合運動場内において、物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する営利行為をしないこと。
- (2) 暴力や他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

（指定管理者による管理）

第8条 条例第15条第1項の規定により野口原総合運動場の管理を指定管理者に行わせる場合の使用の許可に関する手続については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定管理者が市長の承認を受けて別に定めるところによる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、野口原総合運動場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

野口原総合運動場使用申請書

年 月 日				
別府市長 あて		住 所 氏 名 又 は 申 請 者 名 称 及 び 代表者氏名 電 話		
次のとおり使用したいので申請します。				
1	使用者（団体）名 （責任者氏名）			
2	使用日時			
3	使用目的			
4	使用施設			
5	使用者の区分	☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生		
6	入場料徴収の有無	☐ ない ☐ ある（最高入場料 税込み1人 円）		
7	特別の設備 又は装置	☐ しない ☐ する（ ）		
8	使用料	円		
9	その他			
上記申請について次のとおり決定したい。		起案 ・ ・	備考	
部 長	課 長	係 長		担 当
決 裁 ・ ・				
施 行 ・ ・				
決 定 区 分		☐ 許可する ☐ 許可しない		
許可の条件				

様式第2号(第4条関係)

野口原総合運動場使用許可書

第 号

1 使用 者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者氏名
2 使用 日 時	
3 使用 目 的	
4 使用 施 設	
5 使用 者 の 分 区	☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生
6 入 場 料 徴 収 の 有 無	☐ ない ☐ ある (最高入場料 税込み1人 円)
7 特 別 の 設 備 又 は 装 置	
8 使 用 料	円
9 条 件	
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 別府市長 印	

様式第3号(第5条関係)

野口原総合運動場使用料減免申請書

別府市長		あて		年 月 日	
		住 所			
		氏名又は 名称及び 代表者氏名			
		申請者		電 話	
次のとおり申請します。					
1 使用(団体)名 (責任者氏名)					
2 使用日時					
3 使用目的					
4 使用施設					
5 申請区分		☐ 減額 ☐ 免除			
6 申請理由					
上記申請について次のとおり決定したい。				起 案 ・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当	決 裁 ・ ・	
				施 行 ・ ・	
1 決定区分		☐ 減免する ☐ 減免しない			
2 決定理由		規則第 条 第 項 第 号に該当			
3 減免事項		規定使用料 円	減免する額 円	減免率 %	減免後の使用料 円
4 備考					

様式第4号(第6条関係)

野口原総合運動場使用料還付申請書

					年 月 日	
別府市長		あて		住 所 氏 名 又 は 申請者 名 称 及 び 代表者氏名 電 話		
次のとおり申請します。						
許 可 番 号						
許 可 年 月 日						
使用を取り止め ようとする理由						
既 納 の 使 用 料		円				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案 . .		還付率 %
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 . .		
				施行 . .		還付金額 円
決 定 区 分		☐ 還付する ☐ 還付しない				
備 考						

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）